

第4回練馬区次世代育成支援推進協議会会議録

- 1 日 時 平成23年6月21日(火)午後6時30分から
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階庁議室
- 3 出席委員 広岡座長、大木副座長、池本委員、市川委員、鈴木委員
関口委員、竹川委員、長岡委員、本橋委員、戸田委員
有吉委員、飯島委員、内田委員、坂口委員、高橋委員
永島委員、水越委員(順不同)
健康推進課長、教育指導課統括指導主事
(事務局) 児童青少年部長、子育て支援課長、子育て支援課職員
- 4 傍 聴 者 1人
- 5 議 題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況
(2) 練馬区次世代育成支援行動計画の評価
(3) 計画事業について
基本目標Ⅱ「子どもと親の健康づくりを応援します」
基本目標Ⅲ「子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します」
(4) 意見交換
(5) 次回の予定について
(6) その他
- 6 配布資料 (1) 平成22・23年度次世代育成支援推進協議会委員名簿 資料1
(2) 練馬区次世代育成支援行動計画(後期計画)実施状況(22年度) 資料2
(3) 練馬区次世代育成支援行動計画の評価について 資料3
(4) 今後のスケジュールについて 資料4

所管課 練馬区健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課庶務係
電話 3993-1111 内線8011
E-mail kosodate01@city.nerima.tokyo.jp

(会議の概要)

座 長

第4回練馬区次世代育成支援推進協議会を開催します。3月に予定されました会議が震災のために延期となりまして、久しぶりの開催になります。今日は新しい委員の方へ、委嘱状の交付をお願いします。

子育て支援課長

それでは、所属の団体や組織の改正などによりまして、新しく委員になった方に児童青少年部長から委嘱状を交付させていただきます。

(委嘱状交付)

続きまして、児童青少年部長から、委員の皆様にごあいさつをさせていただきます。

児童青少年部長

私は、この5月26日に生涯学習部長から児童青少年部長に着任いたしました。今日は委嘱状を新委員さん6名ということで、2割強の方が委員を交代になります。前任者の期間の残りということで、来年の3月31日まで、今回委嘱状をお渡しした人にはぜひよろしく願いをしたいと思います。

現在、私どもの児童青少年部で、大きな課題としましては、今、乳幼児から青年期までの子どもに対する施策を、総合的で切れ目のない成長支援をしていくために、組織のあり方については再編を検討するということ、区長から下命されております。

例えば、今、子どもが生まれて保育園という、この児童青少年部の保育課が担当し、今度は子ども手当という、子育て支援課、学校は義務教育ということで教育委員会、青少年になりますと児童青少年部の青少年課と、それから教育委員会の生涯学習課が一部青少年行政をやっているということで、区民から見れば、あっちに行ったり、こっちに行ったり、なかなか組織体制として見づらいたらうということで、なるべく一本化する中で、「子ども」といえば、そこでやるよというような、わかる形で組織の再編をしてほしいということで、下命を受けております。

今、現在、子どもは内部で検討している中間段階では、児童青少年部が、教育委員会に移行をして、教育委員会は学校教育部と生涯学習部という2部で構成されているのですが、生涯学習部のうち図書館行政だけは教育委員会に残して、生涯学習にかかわる施策については区長部局に移っていくということで、生涯学習部が移っていった分、児童青少年部が教育委員会の組織に組み入れまして、学校教育と児童青少年部が、部の名称は、例えば、23区の中で「子ども家庭部」としているところが多いのですが、いずれにしても、教育委員会の中でこの児童青少年の行政を進めていくというような大くくりの組織改正が、来年4月にあると思っています。

この会は、あと何回か予定しておりますので、中間でご報告できるときに、またご報告をさせていただきたいと思いますが、今そういう検討を、来年の4月に向けて検討しているということだけ一言お話させていただきたいと思います。

今日は、前回の会議が延期となったことで、案件もたくさんあります。ぜひ精力的にご議論が進みますことをお願いいたしまして、私からのごあいさつとします。ありがとうございました。

座長

では、新委員の自己紹介をお願いいたします。

また、本日は次第でございます基本目標ⅡおよびⅢに関しまして、関係の課長および職員がまいっておりますので、事務局とともに自己紹介をしていただきます。

(新委員、健康推進課長、教育指導課統括指導主事、事務局の自己紹介)

それでは、まず報告事項。それから、計画事業に入っていく、議題を進めてまいります。

一人の委員から先に意見書が提出されておりますので、基本目標ⅡとⅢを今日議論する予定ですが、基本目標のⅢのところでは意見の開陳をお願いいたします。それでは、まず報告事項を事務局、お願いいたします。

子育て支援課職員

それでは、練馬区次世代育成支援行動計画の平成22年度実施状況について、説明いたします。資料2です。

この練馬区次世代育成支援行動計画の中にはさまざまな事業がありますが、このうち、重点的に実施する事業で、計画の目標を達成するために進行管理を行っている事業が計画事業です。計画事業につきましては、毎年このような形で実施状況を報告します。

表の項目「平成22年度末実施状況」で網掛けになっている事業が、平成22年度末において平成26年度末の目標値を達成した事業です。本日は、平成26年度の目標値を達成いたしました五つの事業について説明します。

計画事業名 I-1-2 子ども家庭支援センターの整備です。平成26年度末の目標値が5か所で、平成22年度末実施状況が5か所ということで、目標値を達成しております。これは、平成22年5月に大泉子ども家庭支援センターを開設したことにより目標値を達成しました。

計画事業名 I-2-4 子育て支援計画講座の実施です。ノーバディーズパーフェクト講座6回講座×4回分の参加者48人。パパカ（ぢから）パワーアップ講座、1回講座で参加者43名となり、目標値を達成しました。ノーバディーズパーフェクト講座については、大泉子ども家庭支援センターができたことによって講座を新たに実施しています。また、センターの開設記念講座として、パパカ（ぢから）パワーアップ講座を実施しました。

基本施策のまとめですが、子育て支援啓発講座の実施は、ノーバディーズパーフェクト講座の参加希望が多く22年度も会場を増やして実施した。今後も引き続き講座を実施していく予定です。

I-4-2 乳幼児一時預かり事業は、平成22年度末実施状況が5か所で48人。放課後児童等のひろば事業が2か所で、目標値を達成しました。大泉子ども家庭支援センターの開設に伴って、乳幼児一時預かりの実施施設を1か所増設しました。

基本施策のまとめの部分ですが、乳幼児一時預かり事業は、目標値を達成していますが、利用ニーズが高いため今後も利用枠の拡大等を引き続き検討します。

I-6-9 学校応援団推進事業は、平成22年度末の実施状況は小学校65校で、目標値を達成しました。

V-2-1 1 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置は、ひまわり110番が52校、ひまわり110番と子ども110番（カンガルー110番）併用が5校、子ども110番（カンガルー110番）が7校、独自の表示板が1校、合計65校となり、目標値を達

成しました。基本施策のまとめですが、区がひまわり110番の表示板を統一図柄として実施団体に対して無償配布している。また、平成18年4月から、原則としてすべての区立施設等を緊急避難所に指定しています。

引き続き資料3の説明をいたします。

この計画では、どれだけ区民の方が子育てしやすくなったか、または、子育てに満足しているかなどの利用者の視点に立った評価指標を設定し、施策や事務事業の評価をすることになっています。具体的には、昨年度に子育てのひろば、それから保育園、児童館、および学童クラブの利用者を対象に、アンケート形式による後期計画初年度の評価を実施しました。

1、実施の概要です。個別事業を束ねた施策および計画全体を評価するため、国が示した評価指標を設問としたアンケートを実施しました。具体的な施策評価指標については記載のとおりです。

調査対象と調査方法は、2の記載のとおりで子育てのひろば、それから区立保育園、児童館、学童クラブにおいて実施しました。

評価結果につきましては、3に記載しています。子育てを楽しんでいることを代表的な評価指標としましたので、この経年変化によって事業効果の評価を行う予定です。

昨年度は後期計画の初年度でしたので、「子育てを楽しんでいることが多いと思いますか」という質問に対して、それぞれの利用者アンケートで概ね60%半ばぐらいのポイント数で回答をいただいておりますが、この数値が評価となります。次回は、後期計画最終年度が平成26年度になりますので、その直前の25年度に同じ内容のアンケートを実施してこの数値の動きを見ていきます。また、アンケート全体の結果につきましては資料3-2です。以上でございます。

座 長

計画事業について入る前に、もし、今の報告事項についてご質問がありましたら、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

委 員

最初の実施状況の達成されたものの中に、6ページの学校応援団推進事業で、私の子どもが通っている学校も子育てひろばということで、今年の4月から毎日行わ

れていまして、子どもたちも楽しく過ごすことができ、非常にいい制度だと思うのですが、これを運営しているのは地域の方だったり、保護者だったりするのですが、保護者とか、そういう方たちはプロではない人たちがかなり多くて、試行錯誤でやっているのです。

まず、ひろば事業というのがどういうものかというのを全保護者に周知させる人たちの役割ですが、学校が預かってくれるという意見が多分多いのではないかと。だから、学校が預かってくれるのだから、例えば、けがをしたとしても、病気になったとしても、そこで面倒を見てほしいという考え方をしている親がいて、ひろば事業というのはそういうものではない。保育をする学童クラブと違うということを説明する、そのことで1日追われている場合もありますし、あとは子ども同士のトラブルといったことも、有償ボランティアの方たちがついています。

この現場を見ていると、すごく混乱している部分もありますし、なかなか軌道に乗るには時間がかかるのかなと思いますので、今ここで報告して、確かに目標は達したかもしれないですけども、そもそも、この目標というのは達成できるラインでつくられているのだと思うので、達成されるのは当たり前だと思うんですけども、実際の運営の状況で、どういう問題点があって、課題があって、それをどうクリアしてきたかという評価が、これだと目に見えないので、その評価をどうされていくのかというのが一つあります。

新しい委員の方でPTA連合会長さんがいらっしゃるので、もし現場の方でそういう声が気になっているようでしたら教えていただきたいと思います。

あと、もう一つは資料3-1の方ですけども、アンケートについては、私もアンケートに回答いたしました。それで、こちらに結果をピックアップさせていただいているのですが、この結果だけだと、だれが回答したかというのがよくわからない。大体がお母さんだと思うんですけども。なぜそういうことを言うかというのと、例えば、どういう支援を受けていたかとか、そういう満足度は、父親か母親かによって違ってくるのではないかと考えています。ですから、例えば、一番最後の質問で「職業生活と家庭生活の両立の推進」というワークライフバランスの支援状況についての質問が出てきて、私もこのアンケートに答えたときに、突然これが出てきたときに、なぜこれが出てきたのかなと疑問に思ったりもしたのですけれども。おもしろい問題だなと思ったのです。

例えば、仕事時間を優先するか、プライベートを優先するか、育児を優先するかという比重は、父親と母親で働き方が違ったりもしますので。私の場合は非常勤なので、パートタイムですから帰ってくる時間が、基本的には残業がないわけですから早かったりするので、基本的には育児を優先してできるのかなという状況にあります。そういう立場の人間が答えるものと、フルタイムで働いている人がお母さんで答えるのとはまた違うものが出てくるのかなと思うので、特性といたらいいのか、そういうところをもうちょっと細かく出して、こういう特性の人はこういう結果が出たというふうに、もっと細かく、一緒くたにしなくていいのではないかなと思います。

座 長

事務局の方で何かございますか。

子育て支援課長

まず、1点目、委員がおっしゃるように計画事業のI-6-9学校応援団推進事業は、22年度末に全校に、学校応援団を設置し、目標を達成したということで今回記載させていただきました。

学校応援団が実施するさまざまな事業のうち、一つは放課後の子どもたちの居場所づくりとしてひろば事業がございます。学校応援団ができたけれども、まだひろば事業が実施できていない学校がまだあるということでございます。私どもといたしましては、今年度中に、ひろば事業を全校に実施をしたいということで、今取り組みを進めているところでございます。

それで、非常に苦労されているというご意見があったのですがけれども、まだ立ち上げて間もないということもあって、学校によってさまざまな取り組みに違いがあるというのは私どもも認識しております。

特に、地域の方をお願いをして取り組んでいただいていますので、週5日できているところもあれば、週1日2日というところもあって、取り組みの差があるというのは認識しています。こうした取組について今後、きちんと検証した後に、また次に向かって進んでいきたいと思っています。

こうした取り組みを、放課後子どもプランとして取りまとめております。現在は

第2次放課後子どもプランを21年度にまとめまして、これを22、23、24、この3か年で取り組んでいます。その中でも、いろいろ課題があることは認識している上で、その課題について検証をして、また次の新たなステップに進めていきたいと思っています。また、ご意見があれば、承りたいと思っています。

それから、アンケートでございます。このアンケートは、先ほどもご説明をいたしましたとおり、次世代育成支援行動計画の全体の効果を評価させていただくためにとらせていただいております。確かに、父親か母親かによって回答等が違ってくると思っておりますけれども、全体の傾向をつかむということで、アンケートをとらせていただいております。同様な形で、平成25年度にも実施させていただいて、傾向をつかみたいと思っています。

また、個々の事業の検証に当たっては、そういうことも留意しながら今後取り組んでいく必要があると考えています。

座長

ありがとうございます。今の委員のご発言は、私も大変重要な点だったと思います。1番目の基本事業に関しては、質問という形になってはいますが、むしろ評価とっていいような説明を含んでいると思いますので、評価のまとめのときに、評価の基準を示すものとして盛りこんでいただければと思います。

それから、2番目は、確か私自身も何年前に、調査について、お父さんとお母さんは違うから、だれが答えたかはっきりするような調査をしないといけないということを申し上げたと思うのです。

次世代育成支援の調査票の中で、たまにお父さんか、お母さんかわからない、子どもの名前で調査票がきて、だれが答えたのですかというのがわからない。たまにそういう調査票のつくりがあって、それはだめですね。次の調査をするときには、ぜひ、お父さんかお母さんかわかるような、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんというのものもあるでしょうけれども、回答者はだれですかというのをおつくりになることが重要だと思います。今回はどうしようもないですから、次回の方に留意されるようお願いいたします。

委員

アンケートですけれども、調査を実施したのが子育てのひろば、児童館、保育園、学童クラブとなっているのですけれども、アンケートというのは、取るところによって回答が変わってくるとすごく思うのです。子育てのひろばとか児童館とか、外に出て来られている親御さんたちは、割と元気というか、まだ前向きなエネルギーがある方たちです。行政として配慮していただきたい人たちがいるのではないのか。その人たちの声を聞くためのアンケートが、なかなか難しいと思うのです。保健所ですとか必ず来ないといけない場所、研修とかそういうところに来るような場所で、アンケートをとるとか、ランダムに郵送するとかで実態がつかめるものではないのか。これだと、平成25年にもう一度ということですが、同じような回答が出てくるのではないかなと思います。

児童青少年部長

実態をどうやって把握するかということですから、この協議会で意見をもらいながら、平成25年まで検討をする時間は十分ありますので、最初のところはフェースシートをつくっておかないとどうしようもないという話ですから、それは調査するときに当然のことなので、それもないような調査というのはどうだろうと言われれば、全くそのとおりと答えざるを得ないわけです。

あと、調査の標本をとる場所について、どういうところがいいのか。実際問題、私どもはニート・引きこもりの問題もやっているのですけれども、その人たちのところには届かないのです、そういう意味では、こういう、本来に問題になっているだろうと思われる層に対して、どういう調査ができるのか、また、困難なのか、検討させていただきます。

座長

委員のお話は大変重要だと思います。その前に、何かこうしたらいいのではないかというアイデアがあれば、また委員会にご意見をいただければと思います。

今日は、こちらの件について、まだ基本方針のⅡ、Ⅲという大きなテーマがございますので、そちらに移っていきたいと思います。

子育て支援課職員

では、計画本書の68ページから、基本目標Ⅱ、子どもと親の健康づくりを応援します、です。この基本目標の中には、施策が全部で6本ございます。

まず、健康診査等の充実になります。健康診査等の充実につきましては、現状ですが、「母子の健康の保持増進や、疾病・障害の早期発見、早期療育のために、健康診査等が果たす役割は重要であり」という認識のもとに、ニーズ調査を行ったところですが、この計画の3ページのニーズ調査の数字によりますと、健康診査については大変高い数値が出ていることが分かります。

健康診査は、身近なところで子どもの成長発達について確認・相談できる場、育児の専門職に相談できる場、子育て支援の場としてより強く求められているという認識が現状です。

施策の方向としましては、受診率の高い乳幼児健康診査は、多くの子育て中の家庭と早い段階で接することができる機会であるにとらえて、親子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のための重要な保健施策として位置づけていくこととなります。

今後、子どもの発達についての悩みや不安の軽減を図れるよう、この健康診査の場を活用していくという施策の状況になっています。

この施策の計画事業は、幼児歯科健康診査で、70ページに策定時点での計画事業の数値がありますが、22年度の実施状況では、最新の数字は資料2の8ページに記載しています。

2番目の施策、健康相談の充実と育児不安の解消です核家族の進行などに伴って、育児に対する不安感や負担感が広がっているという認識のもとに、子どもの心配事や気になることについて、保健相談所は身近な相談機関として保護者の不安や悩みを十分応えるために、相談事業や訪問事業をより充実していくことが必要だという課題を持っています。

施策の方向性は、産後の心の問題や子育ての不安等の身近な相談機関として早期から支援できるように、「妊産婦訪問指導」および「こんにちは赤ちゃん事業」の実施率の向上と充実を図ることになっています。計画事業も72ページに記載していますが、資料2の8ページの下二つの事業の方が数字として新しいものになっています。

76ページの小児（救急）医療・周産期医療の充実です。こちらは図表をごらんいただきますと、前期の行動計画、後期の行動計画策定の際にとりましたニーズ調査により、後期においても救急病院では必ず小児科医が対応してほしい。あるいは24時間受診できる救急病院が欲しいというような調査が挙がっています。

こちらに基づきまして、区では、小児救急医療対策として、区内の2大学病院に毎準夜（午後5時から午後10時）の小児初期救急医療事業を委託している内容になっています。

施策の方向性は、今後も医療機関等の関係機関と連携を進めていき、小児医療・周産期医療の充実を図っていくというものです。

計画事業は病床確保事業ということになっていまして、資料2の9ページの病床確保事業の数字が挙がっております。基本方針の説明は以上です。

座 長

ただいまの基本方針Ⅱの説明について、委員からご発言、ご質問をよろしく願います。

委 員

1歳6か月健診は、歯科健診以外は我々開業医がやっているわけですが、この実施状況はどのぐらいになりますか。

健康推進課長

今、先生からご紹介いただきましたように、先生方のご協力を受けまして実施しております。ここに出ておりますように90%に近い値で推移しております。かなり高止まりをしている状況と理解しています。しかしまだ、10%ぐらいの方が未受診ということで、残りの10%の方をいかに高めていくかというのが、私どもの課題だと考えています。

委 員

歯科健診も、大体同じパーセントなのですか。

健康推進課長

同時受診のものにつきましては、大体同じようになっていると思います。

委 員

発達障害児の発見が課題になっていて、大体は保健所経由で、中村橋の心身障害者福祉センターに行くケースになっています。中村橋の心身障害者福祉センターの障害児の受診状況はいかがでしょうか。

我々も考えて、子どもの心研究開発というのを立ち上げてもう2年になりますけれども、医師会でも障害児に対する知識が十分でないのかもしれない。底上げを図る意味で委員会を立ち上げて、研究しているわけです。

心身障害者福祉センターの一部は、光が丘へ移って発達障害に特化することになってはいますが、数年前にそのあり方検討会に出たときは、まだそれほど発達障害の発見が遅れているというようなデータはなかったのですが、ここ数年の傾向はどうかということでお聞きしたいのですが。

健康推進課長

私どもは健康部で、今ご紹介いただきました発達障害に関しましては福祉部が所管しており、正確な数字は申し上げられないのですが、全体の傾向としては、委員からご紹介いただいたような傾向があります。

ただ、今ご紹介をいただいている発見が遅れているという、そこまで言えるのか、まだ完全に把握し切れているということではないと思っています。ご案内のとおり、発達障害といいますのは、発達が、まさに一般の方と少し違う、異なるということで、段階において把握していくのが、親御さんにとってもなかなか難しいところがあります。経過を追っていかねばいけないという、そういう時間のかかるものがあると思っています。

かなり早い段階で判明するという見解もあると伺っておりますし、ある程度の年齢を重ねていかないと、はっきりした事は判明しないとも言われています。区いたしましてもできるだけ早期発見、早期療養に取り組んでいかねばいけないという認識を持っています。

座長

今も、かなり重要な点です。ご質問の形ですけれども、評価の基準を示されているということで受け止めてよろしいですね。

副座長

今のご意見に追加して、ここの章が、子どもと親の健康づくりを応援しますということで、健康診断等の充実で、計画事業として幼児歯科健康診断を挙げていただいているのですが、もちろん歯科健診はすごく重要ですが、この母子保健体系の中核としては、乳幼児健診、1歳6か月健診、3歳児健診というところが中核ラインで、練馬区あたりだと、かなり受診率は高いとは思いますが、地域のつながりが切れているときに、全員が対象になっている健診も未受診家庭にいろんな課題が集積していて、いろんなサービス機関がアプローチできない。最後は、未受診対策が非常に重要なところかと思えます。

確かに、歯科健診で歯科の課題があるお子さんの家庭には、口腔内衛生の問題以外のものが隠れているというのはあるのですけれども、王道のところのデータが出てこないというのが評価の視点として歯がゆいと思います。それから、早期発見、早期療育のことも、恐らく就学前の健診とつないで評価していくことが重要なのかなと思いますし、後ろの事業の中では、1歳半のフォロー教室のことや、乳幼児経過観察健診のこともお書きいただいていますので、そうした一連の母子保健体系の中の評価ポイントを、もう少し歯科以外のところにも置いていただくことがあった方がいいかなと思います。

健康推進課長

まず、前段でご質問いただきましたのが、なぜ歯科健診を指標で取り上げているか。実は、私も去年事務を引き継ぎまして、そういう疑問がありました。全体の傾向を聞いたところによりますと、歯科というのは虐待の発見で大きい役割を果たしているのです、検討の結果、歯科健診を取り上げていると聞いています。

ただ、いまご紹介いただきましたように、一番メインになりますのが4か月健診や、その他の乳幼児健診がメインとなるものだということはお案内のとおりです。ここで、ご質問にお答えさせていただきますが、大変高い受診率を確保しています。

ただし、高いとは言いましても90%程度ということで、残りの10%の方は受診されていない状況です。

練馬区では、年間約6,000人の方がお生まれになりますので、10%というとなら600人になります。これは実数としては多いという実感を持っております。未受診の理由を調査しますと、例えば第2子目、第3子目なので、そういった必要はないとか、ご自身で健診を受けていらっしゃるとか、あるいは家庭訪問についても里帰りされている、あるいは場合によると入院されているという方もありますので、ご家庭によって、事情が異なります。私どもの支援が必要ないというケースもあるかと思えますけれども、未受診の理由の把握ということにも力を入れていかなければいけないと考えております。そのために、アンケートになるのか、具体的な調査になるのか、未受診の方のフォローについて現在様々な工夫をしているところです。

座 長

今のお話を総合していくと、乳幼児歯科健診だけではなく、乳幼児健診を新しい計画事業として入れていく、そんな気がします。まだ、それを検討する段階ではないのかと思いますが、課題だと思います。

委 員

予防接種の項が飛ばされてしまったのですが、説明をお願いします。

健康推進課長

予防接種の、説明をいたします。ページについては74、75に出しております。

基本的に予防接種は、法律で義務づけられているものと、それから任意というものがございます。特に、任意のものにつきましては、自治体がそれぞれ工夫をして予防接種の勧奨に努めていく状況でございます。

大変残念な報告をしなければいけないのですが、任意のものにつきましては、練馬区につきましては人口が多いということもありまして、他の自治体あるいは23区の中の状況と比較しますと、助成制度や、あるいは無償で接種していただく制度ができていないということでございます。そういう意味では遅れていると認識しております。

これは実際に、毎年6,000人の方が生まれていたこともありまして、財源として億からの予算が必要だということもあります。補助金が入ってこない、財源が確保できない中では、非常に難しいという状況でございます。

そうは言いましても、この4月からは、選択方式で、そういった任意の予防接種を受けていただけるように、少しお手伝いができるような制度を新たに発足して、制度の改善を試みるという状況でございます。以上です。

委 員

選択方式についてですけれども、広報の仕方はどういうふうになっているのですか。

健康推進課長

パターンがいろいろあるのですけれども、ひとつには該当者すべてに、まず郵送でお送りをするということをしています。該当年齢になったところで、ご案内をするというやり方をさせていただいています。

それ以外にも区のホームページに掲載しています。

座 長

ほかにどうぞ、ございますか。

委 員

眼科健診というのは、保健所の方であるということですが、実は歯科健診は保育園です。保育園では年2回、歯科健診があるのです。眼科健診は保育園ではないのです。この前、委員さんたちの予算要望のときに保育園でも眼科健診がしたいという話をしたら、保健所でやっているの、その必要がないのではないかというお話が出たのですけれども、最近弱視の方がだんだん増えているという話を聞いております。どのくらいとか、そういうのはわかりますでしょうか。

たまたまうちの保育園でも、弱視が、卒園間際、5歳ぐらいでわかりまして、詳しくはないのですが、6歳ぐらいまでは治っていくけれども、6歳を過ぎてしまうと難しいというお話があったのです。そうすると、例えば保健所などに、お母さんが働いていらして、例えば2回あったとしても、そのときにたまたま行けないとか、

子どもさんの具合が悪いとって外してしまうと、子どもの将来にかかわる問題になってくるので、保育所などでやれば、お母さんがいなくてもできますけれども、その辺のところは、どうなっているのでしょうか。もし、わかりましたら教えていただきたいのですが。

健康推進課長

目の検査ということでご質問をいただきました。弱視とか発達障害に近いもの、そういった形での目の検査ということであれば、確かにご相談いただければ専門機関をご紹介するという形になろうかと思っています。5歳、6歳の方に関してスクリーニングという形で、眼科健診を実施しているということは、保健所ではありません。

委 員

保健所はないのですか。保健所でやっているとか伺いましたが。

健康推進課長

3歳児健診ではやっておりますけれども、それ以外に、弱視とか成長段階に応じたというご質問ですと、やっていないということです。

副座長

東京都内、全部同じ方式でやっていると思うのですが、3歳児健診のときに、ご家庭でスクリーニングしていただいて、3歳のときの視力がどのくらいのレベルかというのは、絵カードで、おうちでやってきてもらって、その結果を持ってきてもらい、少し気になる結果であったり、お家でやってこられなかった方には、おそらくどこもそういうふうに行われていると思うのですが、健診会場で確認できる。

練馬区の事情は存じ上げないのですが、場合によっては視力訓練士さんが健診に入っていて、もう一度再確認をして、検査が必要な方は精密健診票をきて精密検査に回すというような仕組みのシステムになっていると思います。

健康推進課長

3歳児健診のときは、ご指摘いただいたとおりですけれども、ご質問が、もう少し先の4歳、5歳、就学とか、そういったご趣旨かと思ったので、お答えさせていただきました。

委員

そうすると、お母さんがそれに対応できなければ仕方がないという結果にならざるを得ないのですか。

副座長

3歳児のときに、スクリーニングをするというのは、弱視の子の早期発見としては適切な時期だとは思われます。しかし、健診に未受診の方のフォローがどうしても落ちてしまうということがあると思います。

委員

保育園というのは、内科系と歯科と、それだけしかありません。幼稚園、学校は、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師もあります。そのぐらい差があるのです。それは文科省と厚労省の差かもしれませんが、保育園の場合は、いろいろ問題が多いのです。園運営も長いし、人数も多いし、ですから、もう少し、そういった漏れてしまった人を保育園で何とかフォローするというようなのがあった方がいいと思います。

委員

そういう漏れのないように子どもたちの施策の検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

座長

次の基本方針Ⅲに進みたいと思います。よろしいでしょうか。

子育て支援課職員

では、計画方針から読みますと、88ページからになります。また、お手元の資料4につきましては、10ページ、11ページ、12ページ、13ページまでになります。

子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します。この基本目標は、施策が全部で4本です。一つ目の施策、生きる力を育成する学校教育です。

学校教育は、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であるという認識のもと、練馬区では「人権教育および豊かな心を育成する教育の推進」「確かな学力の定着・向上や、体力向上および健康の保持増進を図り、主体的に学ぶ子どもを育てる教育の推進」「家庭および地域社会に開かれた学校づくりの推進」を重点課題としています。

施策の方向は、少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図るというものです。また、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングを行うとともに、小中学校に児童・生徒の相談相手としての心のふれあい相談員を配置し、また、自宅に引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭へもネリマフレンドの派遣を行うなど、児童・生徒の健全な育成に努めます。

89ページに、1の施策の事業が載っておりまして、20の事業が記載されていますが、そのうち計画事業は、資料2の10ページから11ページに当たるところになっております。

一つ、二つ取り上げますと、少人数指導方法の充実で、施策Ⅲの1-2になります。目標指標は実施学校数で、平成21年度末実施状況は、少人数指導が小学校56校、中学校20校になっています。22年度末実施状況が、小学校57校、中学校21校になっています。26年度末目標値が、すべての小中学校数ということで、全部で実施されることが目標になっています。

Ⅲ-1-10教育相談の目標指標は、箇所数になっています。平成21年度末に3か所でしたが、22年度末に大泉教育相談室の設置場所が決定したので、26年度末に4か所設置になっています。

つぎに、Ⅲ-1-16特別支援学級の設置です。目標指標が実施校数になっています。21年度末の実施状況が知的障害学級、小学校で10校、中学校で8校。情緒障害等通級指導学級小学校で7校、中学校で2校。それぞれをスライドしていきまして、21年度末は知的障害学級が小学校で13校、中学校で8校。情緒障害等通級指導学級が小学校で7校、中学校2校となっています。26年度末の目標が、それぞれ16校、8校、8校、4校とになっています。全件は数が多いので抜粋させていただきます。

また、2番目の施策は、家庭教育への支援の充実となっております。子どもたちの健全な成長・発達のためには、学校教育のみならず家庭教育の充実が求められ、練馬区におきましても教育委員会の基本方針の一つに「家庭教育の支援と子どもたちの健全育成の推進」を掲げているところです。

施策の方向は、すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるよう、今後とも「子育て学習講座」等、家庭教育に関する学習機会の提供を引き続き充実させるということになっています。

こちらの施策は、子育て学習講座が計画事業になっています。こちらのご案内は、資料2の11ページの計画事業名「子育て学習講座」で、講座数が目標指標で、21年度子育て学習講座83講座、親育ち講座1講座で、21年度実施状況が、子育て学習講座69講座、親育ち講座、ねりまイクメン講座、カッコ書きですけれどもこちらは12講座になっています。26年度末の目標値は、子育て学習講座75講座、親育ち講座が5講座になっています。

つぎは、地域の教育力の向上、94ページです。こちらは計画事業がありませんが、子どもの教育は、学校、家庭だけではなく、地域の大人も子どもたちを支援することが必要という現状と課題をもって取り組んでいる施策の体系になっています。

施策の方向は、青少年委員や、青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めるということ、また、今後も地域のさまざまな団体や個人の協力を得ながら、地域の教育力の向上に努めるということになっています。

96ページ、幼児教育の充実です。こちらは、設置幼稚園の助成、私立幼稚園等、園児、保護者、負担軽減等の支給、それから、幼稚園における幼小連携の推進ということが事業の体系で含まれています。

こちらの現状は、区内の3歳児から5歳児の全幼児が、21年5月1日現在の数字ですが、1万5,900人のうち60.5%が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園は、当区の幼児教育において、大きな役割を果たしているという現状と、施策の方向を定めています。

幼稚園と保育所との連携というのは、今後とられるところでして、認定こども園等を既に実施している幼稚園との情報の交換をしながら、幼稚園と保育所との連携を取り組んでいく中身になっております。基本目標のⅢの説明は以上です。

座 長

委員の発言をちょうだいする前に、昨年度、委員の方から文書で意見の提出がありました。要点をお示し、ご発言いただけますでしょうか。

子育て支援課職員

おそれ入りますが、皆様のお手元に、委員から本日提出していただきました資料を机上配付しています。基本目標Ⅲのタイトルが書いているものです。こちらに基づきましてガイドヘルパーの方に読み上げていただくということで、ご意見を伺います。

座 長

では、ガイドヘルパーの方、よろしくお願いします。

ガイドヘルパー

次のようなサブテーマは、どのように考えるのですか。

1、人間力育成、食育と言われる分野の充実は。2、学校図書館活用教育の是非に関する検討は。3、少ない教師で大勢の子どもたちを同じ方向へ導いていく教育から早く脱却すべきではないか。もしも、こういった考えを取り入れるか否かを議論すべきなら、分科会を設ける必要があると考えます。

学校教育の重要性確認、議論はしっかり行う必要があります。これまでの日本の学校図書館の役割は、読みたい子どもに必要な図書が十分に与えることもなく、子どもが読みたいときにだけ図書館が開く、しかも専任の司書が常勤していない。先進国では考えられない劣悪な環境のもと、学校図書館は、かぎのかかった倉庫となっているのがほとんどの練馬区の学校図書館だったのではありませんか。

しかし、学校図書館は、学校図書館法にもあるように、子どもたちに発達に応じて適切な図書を与えて、読後の感想を話し合ったり、読解力や要約力、文章作成力、話す、聞く、議論する。論理的な思考に基づくコミュニケーションなどのパワーアップするための欠かせない教育施設であると欧米の学校教育では、以前から定説化しており、しかも、最近の情報化時代の若者を育てる学校教育としては、図書館は、情報センター、メディアセンターとしても必須施設となる。そのためには、学校図

書館には専任の司書と情報管理士の常勤が必要であり、さらにきめ細かな指導をするために、それら専任者のアシスタントとしてのボランティアの育成が大事な事業となることを、NPOきらは考えました。

しかし、現在、助けを求めています。育成のためのカリキュラム、マニュアル、テキストづくりへの助力を求めているのです。

子育て支援課職員

続きまして、計画本書の93ページ、家庭教育への支援の充実ということで、施策の方向、あるいは計画事業の講座範囲についてのご意見ということです。お願いいたします。

ガイドヘルパー

中学や高校で子育て講座を実施すべきですし、子守り制度、練馬区ベビーシッターシステムも始めましょう。

親への子育て講座で、熱心な受講者にカードを発行して、熱意を評価するのはいかがですか。講演会、講座などの内容をベースにした小冊子の発行、希望者に頒布して、周知徹底を図る。

子育て支援課職員

計画本書94ページ、地域の教育力の向上というところが、現状と課題についてのご意見です。

ガイドヘルパー

学校図書館ボランティア育成や養成、良質なカリキュラムによって研修を受けた学校図書館ボランティアに支援され、励まされて成長した子どもたちは、やがて公共図書館の良質な利用者となって、練馬の文化度を押し上げるよき市民になるだろう。こうした息の長い活動が、やがて市民性の向上に確実につながることだろう。市民教育とは、このようなロングプランになるはずである。

欧米のよき市民の確立も、長い時間の経過の中で成長した結果であることを歴史から学ぶべきである。「ローマは1日にしてならず」である。

座 長

ありがとうございました。委員のご発言の骨子といたしますか、さわりを読み上げていただいたような形になるかと思えます。委員、何か補足でご発言ございますか。なければ、事務局の方から、ご発言があれば、この件に関して。

統括指導主事

まず、こちらの資料の2ページ目の中ごろにあります、「次のようなサブテーマはどのように考えるのですか」というところについてであります。こちらには3点示しされております。

一つ目、人間力育成の充実というところですが、恐らくは委員がおっしゃっている「人間力」というのは、知識だけではなくて、当然、豊かな心ですとか、それから、健やかな体といった、総合的な力の育成という意味だととらえております。

ですから、学校教育、練馬区の小中学校においては、当然、先ほどもお話がありましたけれども、知・徳・体のバランスのとれた、調和のとれた子どもたちの育成に努めているところであります。

二つ目、学校図書館活用教育についてであります。義務教育の大もとになる学習指導要領というのがありますが、この学習指導要領は、今年度小学校、来年度中学校において、新しいものが全面実施をされます。その中に、学校図書館活用についても明示されているところです。現在も学校では、学校図書館を活用して、事業を展開しているわけですが、より一層機能の充実、活用の重要性が改めて大きくなっております。図書館を活用の教育は、考えていかなければいけない課題だと思っております。

3点目、少ない教師で大勢の子どもたちを同じ方向に導いていく。これにつきましては、できるだけ少ない人数の子どもをきめ細やかな指導で導いていきたいという思いは当然のことながらあります。しかしながら、学級編成基準ですとか、それから教員の数、そういった制限もありますので、少人数指導ですとか、それからチームティーチング指導といったことを活用しながら、一人一人の個に応じた指導の充実を図っているところであります。

また、続いて2ページ目、学校図書館の重要性、認識について、しっかり議論というようなところもございます。それに関連して、9ページ目の学校図書館ボラン

ティア育成といった内容もございます。これにつきましても、学校図書館の支援事業ということで、毎年何校かを指定して、学校図書館の協力員といった方を派遣をしております。その方が学校の蔵書管理ですとか、それから、子どもたちの選書の助言といったものに力を貸していただいて、学校図書館の充実を図っております。

また、光が丘図書館においても学校図書館のモデル事業ということで、学校図書館の支援をいただいております。その支援を活用して、学校自身が地域の方あるいは保護者の方の力を借りて、学校図書館をより機能させて、子どもたちのためになるような運営をということで、今取り組んでいるところであります。以上です。

座 長

委員、関連して、いかがですか。

委 員

個別に議論させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。多分、こういうところで始めたら、一晩中やってもきりがつかないので、よろしく。

委 員

まず、学校図書館から総合教育というふうに、非常に幅が広いですね。そうすると、何に対して学校図書館の教育を行うのかということが一つ出てくる。

今の世の中というのは、皆様もご存じですけれども、情報というのはインターネットから極めて早く、そして多くの情報が入ります。そして、それを分析していくということが必要になります。そういう意味からすると、情報を得るのは、まずインターネットから。そうすると、そういう情報を得た後、図書館の本を読みたくなるのか、ならないのかという話が一つ出ていますね。

そうすると、例えば、一つの例ですけれども、通常よく知っているのは親の判断という話になると、親御さんが、図書館の本、学校図書館の本とあって、例えば、こんな本があったとか、というふうなことを見れるような環境にしてあげるということも一つの手助けになるのではないかなという気はします。

ですから、図書館の活用方法というのは、何に対して図書館を活用するのかというところを見きわめて、分析して、築き上げていく必要があると思います。

それから、少ない教師で大勢の子どもたちを同じ方向へ導いていく教育。これも

何に対する教育かというところが必要だと思います。

今の日本の人たちに欠けているのが団結力だと言われています。一体感を持った行動ができない。みんなそれぞれ個人を優先した教育がされているものですから、自分さえよければいいという教育の結果が出てきてしまっている。そういうことに対して、今の教師が、いろいろなことを、いろいろな子どもに教えたら、そういう教育はできない。それでもいいですよと言うなら、それでいいのですけれども、普通はどのような教育に対して少ない教師でやって、そして、どのような教育の人は、多い教師がここにやったということ、きちんと分析して対応していかないと、これは迂闊な対応ができないのではないかなどこのように思いました。以上です。

座 長

今の基本目標のⅢに関して、一般に関して、ご意見、どうぞ。

委 員

個人的な、感覚的なお話になってしまうのですけれども、私の家族が発達障害で、こちらの制度の中で、何か所か利用しようと思ってできなかったというのがあったので、これは変えてほしいなというところを何点か申し上げたいと思います。

まず、教育相談なのですけれども、まず箇所が少ないことと、相談員さんが専任なのか、非常勤さんなのかわからないのですけれども、なかなか相談に行けないというのがありまして、継続した相談にならないことや、専門的なアドバイスがほしいのに、相談員さんと楽しくお話しして、時間が終わってしまうというような、もちろんそれでカウンセリング効果があることも承知しておりますが、先行きの見えない相談、何となくお話しして終わってしまうということだったので、どういう方針で、どういうことを求められていて、何をすることを約束できるのかというような、具体的なものをもうちょっと示していただけると、ここの相談が利用したいな、利用してよかったなと思えるようになるのではないかなと実際に利用して思いました。

それと特別支援学校の説明についてなのですけれども、発達障害だったので、情緒障害の通級しか通えないというようなことだったのですが、こちらを利用している方が、いじめだったり、不登校だったりという子たちの中に、そういう要素ではないけれども、発達障害という枠も入ってしまっていて、どうも合わないというよ

うなことと、固定級、普通級のところから先生が派遣されてくるので、どうしても障害を理解して、何かをしてくれるというわけではなく、求めているものが違うというのがやはり強いなと思いました。

設置数が中学校だったので、2校しかないということもありまして、通級に通えるような情緒障害の子であれば、普通級に行けるのですよね。普通級に行けないから、情緒障害の通級に行こうと思っているのですけれども、ここが遠くて通えない。実際に利用できている人がどれくらいいるか、どうなのかなと思ったことと、通級と教育センターの相談の不登校の子たち向けの教室を併用できないということもあって、実質的には発達障害の子であったり、障害児というのは、どこをメインにすればいいのかなというところが、結局だれにもわからず、いっぱいあるのですけれども、どれも、いまひとつフィットしなくて、利用できなかったというのがあったので、何かしらで障害児の子をキャッチできるような、それは幼児じゃなくって、小学校高学年になって、何となくあわなくなってきた。中学生、高校生の層も、何とかこの次世代育成の中で拾っていただけたらなというのが、家族としてお願いしたいなというところですよ。以上です。

座 長

当事者からの大変重要なご発言ですので、どなたかお答えをお願いします。

統括指導主事

まず1点目のご質問、図書館の活用のねらいというお話です。委員の方からもお話がありましたけれども、現代の情報収集というと、子どもたちも既にインターネットから得るような時代になっています。図書館にも、確かに情報収集の場としての機能はいまだにあります。子どもたちは社会科の時間ですとか、理科の時間、それから総合的な学習の時間に学校図書館に行って、調べ学習をする場面はあります。

ただ、それよりも図書館の一義的な機能と言いますのは、やはり良書に触れる、よい本に実際に触れてみるというのが、一番のねらいになろうかと思えます。

また、委員の方からご提案で、保護者の方にも直接図書館の本に触れる機会をというお話があったのですが、各学校、学校公開の折には、図書館も当然のことながら公開をして、あえて図書館で授業をしている学級もごぞいます。ですから、そう

いった機会をより積極的に発信をして、保護者の方にも実際、学校図書館に足を運んでもらうというようなことが必要だと感じました。

次に、基本の指導について、何に対しての充実なのか、またそれを明確にする必要があるということです。これはまさにそのとおりでして、まず、一番大きな指導目標としては、学校の教育目標の達成ということになるかと思いますが、その教科のねらいの達成、そして、その教科のねらいを受けた単元という言い方をしますが、学習のまとまりのねらいがありますし、さらにそれを下のけたにおろした時のねらい、その時間にどんな力を身につけさせるのか、そういったことを明確にした上で、指導を行う必要があります。まさに委員のご指摘、そのとおりでございます。

次に、発達障害のご家族のお話をお聞きをいたしました。教育相談室が足りない、現在3か所、今、4か所目をつくっているところなのですけれども、練馬区は広うございますので、やはり4か所でもなかなか難しいという面はあると思いますが、先ほどのようなお声をこれまでいただいておりますので、教育相談室の数については、検討していく必要があると思います。

また、私ども義務教育を主管する部署といたしましては、教育相談室もそうなのですが、今は小中学校に子どもたちの相談相手ですとか、あるいは心理的な面でケアをする者を派遣しております。心のふれあい相談員と申しますけれども、小学校、中学校全校に配置をしております。さらに都の事業であります、スクールカウンセラー、こちらは臨床心理士の資格があるのですが、中学校34校全校、それと小学校20校に配置をしております。教育相談室に足を運ばなくても、自分が通っている学校の中で、専門的な助言を得られるといった体制の整備を進めているところです。

最後に中学校の情緒障害等通級指導学級のお話であります。確かにご家族が在学当時は2校だったかと思うのですが、今年度、情緒障害等通級指導学級を中学校3校目を開級をして、そして、26年度目標で4校というような準備を進めております。

また、適応指導教室は、小学校がフリーマインド、中学校がトライと言います。そちらに通って、何とか学校復帰を目指しているわけなのですが、適応指導教室対象の子が不登校の子が主になるということで、なかなか情緒障害の子どもたちが入級できないという声はいまだにあります。これも担当の方とやりとりをして、改善を進めているところなのですが、適応指導教室の規模というのが、練馬小中あわせ

ると150人ぐらいで、都内一の適応指導教室の人数になります。ですから、そういった子どもたちの数ですとか、それから指導員の手配といったところがありますので、このあたりも総合的に勘案して、子どもたちによりよい環境を整えていくところであります。以上です。

座 長

委員、いかがですか。

委 員

情緒障害児の通級学級についても同じことが、不登校の子もいらっしゃるし、いじめられた子もいるし、障害児もいるというので、ここの中も、もうちょっと細分化された方がいいのかなというのはあるのですけれども、ありがとうございました。

座 長

ほかにどうぞ。

委 員

ご家族は、多分軽度の発達機能障害なのでしょうけれども、学校に行ってからそういうことがわかると、行くところないですよ、練馬区では。今の中村橋心身障害者福祉センターは、未就学の子だけです。あとは自分で探して、どこかへ行くしかないということがあって、発達障害と一言で言っても程度はさまざまですから、それぞれ対応は難しいわけです。光が丘に子ども発達支援センターが来年できますね。そうした場合に、小学校以上、中学時でも、対応するというのを聞いていますけれども、そこら辺のことと、それから、これは体制が、今どのぐらい違ってくるのか、学校との関係、例えば、派遣して、いろいろやってくれるのか。それは保育園、幼稚園に関しても同じですけれども、その辺のことはどうなっていますか。

統括指導主事

子ども発達支援センターの開設ということで、当然のことながら、そちらと教育

委員会の方では連携を図っていく必要があると考えております。教育委員会の方でも、学校教育支援センターが、今後、光が丘に整備をされます。ですから、光が丘ということで、情報の共有もしやすくなると思いますが、学校現場で一番教員が課題と考えているのが、通常の学級で配慮を要する児童、生徒への対応になります。その子が、医療機関とつながっていて、診断を受けているのかいないかということよりも、その子にどういう対応をすれば、最も教育効果が上がるかが重要です。

ですから、教員は医師ではなく、診断ができないわけですので、専門のお医者さん、それから、子ども発達支援センターの方々との連携をとりながら、義務教育である小中学校の教室で、子どもたちが、よりよい生活ができるように、これからも取り組んでいかなければいけないと考えております。以上です。

委 員

今の議論は、学齢期で、学校教育の中では、私は現職の支援学級の教育を何十年とやってきたのですけれども、学校教育の中では、そういうふうに言っていただきまして、歴史的に見ると広がってきているのですね。私が今、非常に必要だと思って出てきたのは、先ほどの委員がおっしゃったのですけれども、学齢期前の子どもたちの特質というがあるのですけれども、現在、区の保育園とか幼稚園では、障害者を1人ずつ入れていますよね。学年に1人を入れているのですね。ところが、私はそこで3年間、教育現場をやめてから、私は、どうしても乳幼児の、小さいときからのお母さんたちの支えになりたいと思って、区立の保育園に3年ほど非常勤として入ったのです。そして、必ず各学級に1人ずついるのですけれども、専門の先生がいらっしやらない。結局、保母さんがおやりになるのですけれども、保育とは違いますので、子どもの扱い方が、自分が見ていて、「こうしてあげればいいのに」と思うのが、なかなかできないのです。

かかわっているのは保健師さんなののですけれども、保育園の3歳、4歳、5歳児というのは、保育のそういう流れがある手前ですので、やはり教育的配慮が必要だなとすごく思いまして、ぜひ、1人ずつ入れているのなら、保育園にも、そういう人を1人でもいいので、非常勤でも入れていただくと、障害者の子が非常に保母さんも助かると思うのですね。ぜひそれをすぐはできないと思いますけれども、受け入れるのだったら、そういう人員も入れてほしいということは思います。

委 員

自立支援法が変わりますよね、派遣事業というのは、今は巡回手法というのが保育園はやっていますけれども。半年に一遍ぐらいですか、巡回指導は。

子育て支援課長

保育園の巡回指導の関係などについては、次回の項目、Vのところ、支援が必要な子どもと子育て家庭を応援しますという項目がございます。この中で、今お話があったような部分、それから、子ども発達支援センターの中身も触れさせていただこうと思っています。

今日出された意見にお答えできるような職員を呼んでいくという対応をしたいと思っています。

今お話があった保育園も巡回指導をやらせていただいております。また、学童クラブでも巡回指導をして、専門家のアドバイスを受けるような体制づくりはしているところでございます。

座 長

それでは、事務局の方で、今の委員のご発言とかを少しまとめて、そういった発言に対して対応できるように、あらかじめご準備いただければと思います。

委 員

今のお話、私は保育園代表ですから、お話をさせていただきたいと思うのですが、けれども。それぞれの保育園に障害のお子さんというのは、かなりいらっしゃいます。それは、特別支援費として、区から費用いただいています。それでも、2人に1人です。いただいているのですが、そのお子さんの軽いか重いかによって、1人に1人でなければとてもやれないお子さん、2人に1人でも大丈夫とかあるのですけれども。ただ、保育士は専門家ではありませんけれども、かなりの研修をしております。それと、障害者センターとか、それぞれの嘱託員も勉強しておりますし、そういう意味では、専門家ではないけれども、そういう言い方をしたらいけないのかもしれない、それに近い知識を持っている、そのように努めてはおりますので、ある程度の対応はできるのですけれども、特別の部屋がなかったり、そういう意味

からすると、みんなと一緒に、統合保育というのは別の意味で非常に大切な部分がありますし、統合だからうまくいかない場合とか、いろいろ苦しいところがあります。

それと先ほどお話に出ましたように、発達障害の疑いのあるお子さんが非常にふえています。特別支援室として認めていただけると補助費もいただけるのですが、発達障害の疑いだと、それを認めていただけないのです。それで、たまたま昨年、1クラスに3名の障害を持ったお子さんがいらして、そのほかに疑いのあるお子さんが2人いらして、全園、全職員が一体となってそれに対応なさって、何とか無事に切り抜けたのですけれども、疑いのあるお子さんの数も多くなりますし、特別支援児の数もとても増えています。

その上にまたご父母の方で障害を持った方がこのところ非常に増えてきています。そういう意味で、専門の職員を配置していただけるなら、これ以上すばらしいことはありませんし、巡回指導も受けておりますけれども、費用がそんなにたくさん出ているわけではないので、保育園で持ち出しで、自分のところは3か月に一度とか、2か月に一度とかしているところもございますし、半年に一度とか、いろいろそれぞれですけれども、そのようにして努力しているのが現状でございます。

学校へ行くときに、お母様のご要望によって支援シートに、「このお子さんはこういう特徴があって、こういう障害を持っていますから」ということで、さっきの話につながりますが、小学校に行くのですけれども、保育園より小学校の方が非常に人数が多いものですから、保育園にいたときのような状態としては、学校ではつながらないのです。今、とてもお母さんが嘆いていらっしゃる、困っている状況も出ております。そのようなことがありますので、これからもう少し特別支援を必要とするお子さんに対しての支援を皆さんにいろいろお考えいただいて、力を貸していただけたらありがたいと思っております。

座長

特別支援を要する子どもたちの理解ということになるかと思いますので、これから先は、時間も大分押してまいりました。

基本目標Ⅲに関して、今回、1回もご発言のない方から発言の権利を差し上げるということで、発言をご希望の方はお手をお挙げください。

委員

94ページの地域の教育力の向上という施策について、95に1ページ半だけですが、私は、この中なら、もっといろいろ地域では、子どもたちをめぐって、さまざまな支援活動が行われているのと思います。

青少年活動とか、育成活動とか書いてありますが、例えば、地区区民館の中は、町会とかPTAの代表で運営委員会が組織されて、例えば、児童館がない地域なども、立派な児童館活動をやっています。それは、むしろ子どもたちの居場所にもなっています。そういう実情とか、それから、練馬区は小地域活動ということで、立ち上げ取組んでおられますが、これも、1ページ半ではもったいない、やっている活動はあんなに頑張っているのにと、ついそう思いました。

次回のときには、それをもう少し取り上げていただきたいと思います。本当に地域のおじさん、おばさんたちが、地域の子どもたちのために汗水流して、非常に献身的に働いているという事実をぜひ知っていただきたいと思ひまして申し上げました。

座 長

ここの議論のテーマは、行動計画の進捗状況と言いますか、達成状況をここで評価しようということですので、今のようなご意見も、こういう例もあるよ、ああいう例もあるよということで、ご紹介いただければ、評価の中に盛り込むことができるのかなと思います。これでおしまいでしょうか。

委 員

初めてなので、いろいろな話が出すぎて、全然頭の中がまとまらない状況ですが、その中で思ったことを言わせていただきたいと思います。

まず、最初に出てきた4事業ですが、学校で拝見していますと、ひろば事業の担当の方と学校が、学童の子どもたちのすみ分けをどうするかということで結構悩んでいまして、責任の所在もあいまいになっています。学童保育とひろば事業を将来的に統合していくような視点があるのか。結局、教育委員会と保育課で同じようなことを始めている状況ですので、それをどうしていくのかというお考えがあれば、お聞きしたいということが一つです。

それから、図書館の話が出ておりましたが、私の子どもは、たまたま公立と私立

と両方に、それぞれが通っているのですけれども、私立に通うと、地域の学校図書館をだれでも利用できるということを多分知らないのではないかと思います。私は、たまたま兄弟が公立に通っていますから、3人子どもがいるのですが、一番下が私立に行っているのですが、お兄ちゃんの学校に休みになると図書館に通って、本を借りてきて読んだりいろいろしておりますが、私立だけに通っていた場合には、なかなかそういう状況にならないかなと、家族の中で話をしておりました。

学校でリサイクルをして、その収益金で百科事典の寄贈を学校にしたのですけれども、図書開放委員さんから、百科事典を新しくしてほしいという要望が上がったのです。それはなぜかと言いますと、開校当初から、約40年前から百科事典が1回も更新されていないという状況だったのです。それで、校長先生に相談しましたら、費用の捻出が難しいので、すぐにはできないというなお話をいただいたのです。

P T Aの費用の中からそれをあわせてもらいましたが、トータルで35万円でした。その35万円の百科事典は、なかなか家庭ではそろえることができませんから、それは学校でぜひ最新版を、定期的にそろえるぐらいの気持ちというか予算づけもあってもいいのではないかと思います。

また、情報はインターネットで調べることができますが、インターネットを使うと人間同士のコミュニケーション力が下がると私は思いますので、ぜひ学校教育の中では図書館利用を推進していただきたい。子どもはテレビのリモコンを教えなくても、勝手に使い方を覚えますのと同じように、インターネットの使い方を教えなくても子どもは覚えていきます。ですから、そこに先生方を注力されるよりは、図書館をどう利用するか、そして、司書の方とどうコミュニケーションをとって、どう調べものをしていくかということに力を入れていただけるとありがたいと思います。

次世代育成支援は、企業への次世代育成の支援の働きかけ、つまり、子育て世代の休みのとり方とか、それから、子育てをする方への休みのあり方、あとは半休のとり方とかいろいろあると思うのですけれども、そういうものはどうなっているのか。

結局、支援計画の中に、保育所の充実というのがありますけれども、区が推進しているのは、ゼロ歳児保育でなければ新しいのは開設できませんし、ゼロ歳児保育から始めないと、保育園には途中から入れないので、実際には1年間ぐらい休める

けれども、ゼロ歳のときから保育の申し込むという方が本当に多くいらっしゃいます。

比率はわかりませんが、ゼロで受け入れる数と、それからあとは1歳とか、2歳で受け入れる数を同じようにすれば、ゼロで入る。でも、また同じくらいの数の枠が1歳でも募集があるというような状況をつくれば、それを見て、少し休んで1年ぐらいしてから保育園へ申し込もうかなという方が増えるのではないかなと。そのためには、保育所のゼロを私は絞ってもいいと思っていますし、絞るためには、企業の子育ての育成に対する支援体制を、区の方からももっと働きかけをしていただかなければいけないかなというふうに思っています。以上です。

座 長

重要なお指摘が幾つもあったかと思えます。

次世代支援といいますか、企業、地域も次年代育成の中に一役担ってもらいたいという重要なコメントです。その点についてだけというわけではありませんけれども、事務局から今のご発言について。

児童青少年部長

私の方から、今後の放課後対策について区としてどうやって考えているのか、生涯学習部長が放課後のプランの責任者で、児童青少年部長が副会長という立場になるのですが、私どもは第2次放課後子どもプランで、平成24年までに新たな放課後の居場所について検討しますということを計画の中でうたってございます。

一つには、学童クラブというのが、昭和40年に北町西小と、石神井東小でできたのですが、かぎっ子対策ということで、学童クラブをつくったということで、練馬区はその後、学童保育条例という条例で、その施設を設置をしています。東京都を見ても、日本を見ても、学童保育の中身としては非常にレベルが高い自治体だろうと思っています。家庭にかわる保育の場という位置づけで、保育に欠ける子どもを対象としています。

一方で、学校応援団のひろば事業は、平成16年度から放課後の児童を対象に地域の人たちが、公園で遊ぶような感覚で、学校というひろばの中で児童を見守りながら、いろいろな仲間同士の交流とか、遊びをしてという形の枠組みです。一つには、

学童クラブは、費用の面を見ますと1か所2,200万ぐらいの運営費を1学童クラブでかけているのです。ということは、通常40人ぐらいの子どもを入れますから、1人当たり50万円を年間でお金をかけている。今、65校の小学校があるのですけれども、93クラブということで、単純に計算して、人件費等入れて20億ぐらいのお金を切り回しています。

一方で、学校応援団は、平日週5日やっているところでも、フルでやったとしても年間500万ぐらいでやっています。学童クラブは小学校1年生から3年生までを対象に、学校応援団は小学1年から6年生まで全児童でやっていて、経費も大変安い。内容のレベルはそれぞれ違うのですけれども。

私どもが問題意識を持っているのは、「保育に欠ける」か否かで、それだけの行政経費の差をつけていいのか。子どもたちが放課後に居場所が必要な子どもについて、全児童でどういう形でいい場所をつくってあげるのか、そういうことを検討しなければいけないだろうと思っています。

実際問題として、世田谷や江戸川区では、全児童を対象とした学童クラブ機能を持った施策をやっているのですけれども、その学童クラブの運営というのは、おやつは出しますが、あとはほかの子どもと一緒に遊んでねというような感じで、非常に緩い形でやっています。

それがいいかどうかというのは、これから放課後子どもプランで、保護者も入れた有識者も入れた会議体を持っていますので、そこで十分これから議論する中で、子どもにとっての放課後というのはどうあるべきなのということはこれから検討していきたいという状況です。

それから、一般企業についても、次世代育成支援対策推進法では、例えば、101人以上が勤めているところについては、区と同じような形で行動計画をつくらなければいけないということになっているのです。それ以外についても、つくるように努めなさいとなっています。それぞれの企業がどういうふうな形で、次世代育成の支援対策の中身を持っているのかというのが問題かなと思っています。

あともう一つは、こういうものをつくらなければいけないことを受けとめていない企業があるでしょうから、それに対してどうやって啓発していくのか。

次世代育成支援対策法があるのですけれども、国が、子ども子育て新システムとか、子どもをめぐるシステムが非常に大きく変わろうとしているときですので、そ

の辺をとらまえながら、民間企業に対しても、行政体として対応を考えなくてはならないというのが今現在の状況になっています。

座 長

ご発言がなければ、先に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(は い)

座 長

事務局から資料のご説明をお願いします。

子育て支援課職員

では、お手元の資料4をごらんください。今後のスケジュールについてというタイトルです。昨年、平成22年度、皆様にご参加いただきました会議、施設見学で、実施した内容です。下の方の平成23年度で、今後のスケジュールの説明をさせていただきます。

第4回、本日6月21日に、次第に従いまして進行されました。次回の第5回では、残りの基本目標ⅣからⅥまで意見交換をしていただこうと思っております。その後、こちらの推進協議会の所掌事務であります行動計画推進についての意見のまとめについて、作業に入らせていただきます。

第6回につきまして、意見をまとめるための意見検討をしていただきます。この6回には、次回の5回に私ども事務局から、本日も含めました議事録をあたりまして、皆様のご意見をまとめた資料を第5回にご提示させていただく予定ですが、それらに基づきまして、第6回に意見のまとめの作業に入らせていただき、もう一度、第7回、おおむね第6回目は11月、第7回が1月の予定ですが、意見のまとめなどの作業に入らせていただくという予定です。以上です。

座 長

大筋のこれからの予定はご了解できたかと思います。9月に第5回、それから、11月、1月に6回、7回、今年度その3回でございます。

あと行動計画の推進に関し、意見をどうまとめるかという課題があります。これはまた、次回のときに皆様のご意見を伺うつもりですが、これまでのやり方です

と、まず委員会に出された意見については、まずそれを盛りこんでおく。その中で反対方向の、違う方向の意見も出るのですけれども、必要があるのではないかという議論については、要点については集約できるのではないかなと今のところはそのように考えております。次回、少しご意見をちょうだいできればと思います。

座 長

では、第4回の次世代育成協議会を閉じて、終了したいと思います。どうもありがとうございました。